

労働条件分科会

○平成23年6月17日、6月27日、7月21日、9月14日

・有期労働契約のあり方について審議

※昨年10月26日から審議を開始。8月3日、「議論の中間的な整理」を公表。12月頃議論のとりまとめ（建議）予定。

【労災保険部会】

○平成23年6月28日

- ・東北地方太平洋沖地震に伴うメリット制の特例措置に関する労働保険徴収法施行規則の一部改正案
- ・職場における受動喫煙防止対策助成金の創設に関する労働者災害補償保険法施行規則の一部改正案
- ・労災保険財政検討会最終報告等について審議

安全衛生分科会

○平成22年12月22日

・今後の職場における安全衛生対策について、報告書のとりまとめ（建議）

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化
- ・機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進
- ・職場における自主的化学品管理の促進

・建議の内容を踏まえ、労働安全衛生法改正法案の準備中

○平成23年6月20日

- ・企業における安全活動を活性化するための「安全から元気を起こす戦略」
- ・「陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」
- ・船舶の解体等作業における石綿ばく露防止措置に関する石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

等について審議

【労働災害防止団体改革検討委員専門委員会】

○第1回：7月29日、第2回：9月26日

【指定・登録制度改革検討専門委員会】

○第1回：8月4日

有期労働契約法制の見直しについて①

経緯

- 2008年のリーマンショック以降の景気後退の際に、有期契約労働者に対する雇止め、解雇が増加し、有期契約労働者の雇用の不安定さ、待遇等の格差、職業能力、形成が不十分等の課題。
- 有期労働契約に係る施策の方向性について検討するため、労働基準局長が参集を求めた学識者による研究会を開催。
(座長: 鎌田耕一 東洋大学教授) [平成21年2月～平成22年8月まで計18回]
- 平成22年9月に報告書を取りまとめ、公表。

検討状況

- 平成22年10月26日
有期労働契約研究会報告書も参考に、有期労働契約法制の見直しについて労働政策審議会労働条件分科会で検討開始。
- 平成22年11月29日、平成23年2月3日: 有期労働契約の現状等(総論)について議論。
- 平成23年2月23日、3月8日、5月31日、6月17日、6月27日、7月21日:
各論(契約の締結及び終了、契約期間中の処遇や雇用管理等に関する論点等)について議論。
- 平成23年8月3日: 「議論の中間的な整理」を公表。
- 平成23年9月14日: 平成23年有期労働契約に関する実態調査結果の報告等。

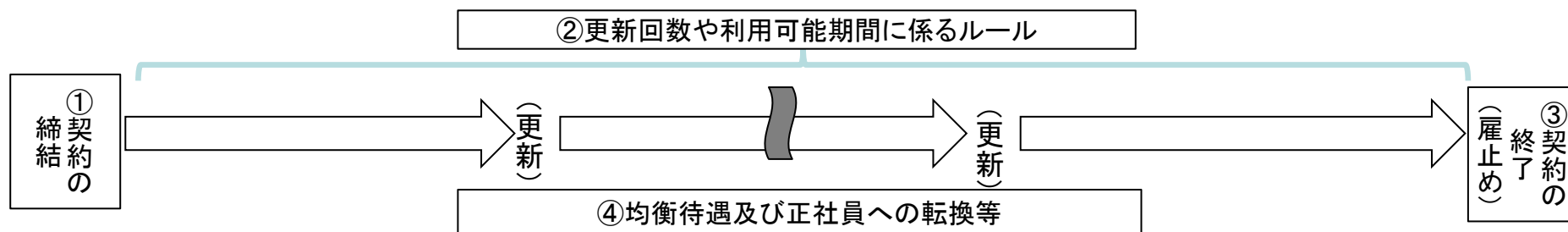
今後のスケジュール(予定)

- 平成23年12月頃 議論の取りまとめ(建議)

有期労働契約研究会報告書(平成22年9月10日取りまとめ・公表)の概要

○ 報告書のポイント

- ・ 有期労働契約の不合理・不適正な利用を防止するとの視点を持ちつつ、雇用の安定、公正な待遇等を確保するためのルールや雇用・労働条件管理の在り方を検討すべき。
- ・ 次の①～④など主要な論点について、考えられる(複数の)選択肢とそれぞれを採った場合の課題を整理して提示。



①締結事由の規制 : 有期労働契約を利用できる事由を、一時的な業務増等に限定することを検討。

[課題]新規雇用が抑制されないか(安定雇用へのステップとして有期労働契約は一定の役割)

②更新回数や利用可能期間に係るルール : 雇用の安定等の観点から、更新回数や利用可能期間の上限の設定を検討。

[課題]上限手前での雇止めを誘発、業種・職種・年齢等により更新等の実態が多様

③雇止め法理(解雇権濫用法理の類推適用の法理)の明確化

: 判例上定着した雇止め法理(反復更新を重ねた場合等一定の場合の雇止めについて、客観的理由を欠き社会的に相当と認められない場合は無効とされるもの)の法律によるルール化を検討。

[課題]個別の事案に応じた処理が可能となる一方、予測可能性に欠ける面を如何に補足するか

④均衡待遇及び正社員への転換等

: 正社員との間の均衡のとれた公正な待遇、正社員転換措置の義務付けやインセンティブ付与等の検討。

[課題]一挙に正社員に転換することはハードルが高い → 「多様な正社員」の環境整備などを視野に

東北地方太平洋沖地震における労災保険給付のメリット制の取扱いについて

本震災における業務災害の考え方

業務遂行中に地震や津波により建物が倒壊したことなどが原因で被災した場合には、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして、業務災害と取扱う。

【参考：阪神淡路大震災(午前5時46分発生)では、遺族に対する給付は66件。】

メリット制とは

事業の種類ごとに労災保険率が定められているが、事業の種類が同一であっても災害による保険給付の多い少ないにより、労災保険率を増減(−40%~+40%)し、事業主の①保険料負担の公平性の確保や、②災害防止努力の促進を図るもの。

メリット制の適用について

本震災では、地震や津波による多くの労災保険給付が見込まれるが、①地震や津波による保険給付は、メリット制の効果の一つである事業主の災害防止努力の促進とは直接関係せず、また、②事業主の保険料負担が増加することが懸念。【参考：業務災害の発生により、−40%から+40%と約2倍になる事例もあり得る。】

特例措置の具体的内容

※ 改正省令は
平成23年8月11日施行



メリット制の適用に当たり、地震や津波による業務災害に対する保険給付は、考慮に入れないものとした。



特例措置による財政への影響

- 特例措置による労災保険財政への影響は、保険料収入が、総額で63億円減少すると試算。
- 減少分については、3年ごとの労災保険率の改定で措置する予定(次回改定は平成24年度)。

受動喫煙防止対策助成金の創設について

平成22年12月に行われた労働政策審議会建議を踏まえ、財政的支援の一環として、受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、受動喫煙防止対策助成金を創設する。

受動喫煙防止対策助成金の概要

1. 対象事業主

以下の全てを満たす事業主を対象とする。

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ②料理店、飲食店又は旅館業を営む中小企業事業主※であること。
- ③②の営業を行う事業場で、室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、喫煙室以外での喫煙を禁止するため、喫煙室を設置する事業主であること。
(当面の間、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置を含む。)
- ④喫煙室設置の際の書類を適切に保管していること。

※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

2. 助成額

喫煙室設置に係る費用の1/4
(ただし、上限を200万円とする。)

4. 申請書等提出先

都道府県労働局
※申請手続の詳細は現在作成中

3. 予算規模

平成23年度予算 約2.8億円

5. 開始時期

平成23年10月1日(予定)

労災保険の業種区分

労災保険では、業種によって、労働災害の発生率が異なることを前提として、労働災害防止を促進する観点から、55の業種に区分して、3/1,000(最低)～103/1,000(最高)の労災保険率を設定。

平成24年度に労災保険率は改定予定。

検討の内容

55の業種のうち、「その他の各種事業」に区分している業種の労働者数が、1,786万人と全産業(5,279万人)の1/3を占め、最大の規模となっていることから、その業種の細分化を中心に検討。

検討会の開催状況等

○検討会の開催

平成22年10月12日～平成23年6月23日
(6回開催)

○委員

保険数理、社会保障等の有識者6名

○中間報告(平成23年2月24日)

積立金の在り方

今後のメリット制の方向性の基本方針

最終報告書の内容

○平成18年度に「その他の各種事業」から3業種(①「通信業、放送業、新聞業又は出版業」②「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」③「金融業、保険業又は不動産業」)を分離・独立しているが、適用事業場数、単純収支率、事務従事者割合等に大きな変化がないので、現時点では、業種区分の統合や、さらなる分離・独立の必要はない。

○平成18年度に分離・独立した3業種のうち、2業種の保険料率は、「その他の各種事業」の3/1,000と同一であり、労災保険制度をなるべく簡便な仕組みとするため、今後とも災害率が同水準ならば、統合について検討が必要。

○「その他の各種事業」のうち「情報サービス業」「医療保健業」「洗たく、洗張又は染物の事業」については、災害の発生状況等を踏まえ、分離・独立させる観点からデータ収集や実態調査等が必要。

○一般に、保険集団が小さいほど、労働災害の発生等により、保険料率の変動が激しくなるので、安定的な運営には、保険集団が大きいことが望ましい。

○業種区分の分離・独立に当たっては、業界全体で労働災害防止への取り組みができることが重要であるので、業界団体の組織状況を考慮する必要。

今後の職場における安全衛生対策について(労働政策審議会建議)①

1 趣旨

昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」において設定された目標達成のため、昨年夏より安全衛生分科会において今後の職場における安全衛生対策について審議し、今後実施すべき対策を報告書(「今後の職場における安全衛生対策について」)としてとりまとめた。昨年12月に分科会長から厚生労働大臣へ建議。

2 建議の主な内容

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、この結果を受けた労働者が事業者に対し面接の申出を行った場合には、医師による面接指導及び医師からの意見聴取等を行うことを事業者の義務とする「新たな枠組み」を導入する。

【具体的な枠組み】

- ・医師が労働者のストレス症状を確認し、面接が必要と認める場合には労働者に直接通知する。
- ・労働者が事業者に対し面接の申出を行った場合には、現行の長時間労働者に対する医師による面接指導制度と同様に、事業者が医師による面接指導及び医師からの意見聴取等を行う。
- 事業者は、労働者の申出又は面接指導の結果を理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 産業医有資格者やメンタルヘルスに知見を有する医師等で構成された外部専門機関を登録機関として、嘱託産業医と同様の役割を与える。

(2) 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- 労働者の健康障害防止の観点から、一般の事業所、工場等について、全面禁煙又は空間分煙とすることを事業者の義務とする。
- 顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、ホテル、旅館等といった、全面禁煙や空間分煙措置が困難な場所については、当分の間、換気等により一定の濃度又は換気の基準を守ること、可能な限り受動喫煙による健康障害を防止することを事業者の義務とする。
- 国からの事業者への支援策として、デジタル粉じん計等の貸与、喫煙室の設置を含めた受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対する専門家による相談対応等の技術的支援を行うとともに、空間分煙に取り組むための喫煙室設置に係る財政的支援を行う。

今後の職場における安全衛生対策について(労働政策審議会建議)②

(3) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等

- 機械譲渡時における機械メーカー等から機械ユーザーに対する危険情報の提供を促進。
- 粉じん濃度が高くなるおそれがある作業等において、仕様が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を、譲渡等の制限及び形式検定の対象とし、構造規格を定める。

(4) 職場における化学物質管理の促進

- GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に従って分類を行った結果、危険有害とされるすべての化学物質について、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及び化学物質等安全データシート(MSDS)交付による危険有害性情報を伝達する取組を推進する。

3 現 状

建議の内容を踏まえ、対策の具体化に向けて、労働安全衛生法の改正を含めて準備中。

安全から元気を起こす戦略

現状と課題

- 平成22年については、107,759人の方が休業4日以上災害に被災され、前年に比べて2,041人、1.9%の増加。労働災害で亡くなられた方については、1,195人と前年に比べて120人、11.2%の増加。
- 厳しい経済情勢下でも、安全活動がおろそかにされてはならない。
- 東日本大震災からの復旧・復興を一日も早く安全に成し遂げなければならない。

企業における安全活動の活性化 と 行政による労働災害防止対策の推進

【働く方・企業・家族・社会が参加する4つの戦略】

戦略1 安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり

- ①「あんぜんプロジェクト」を立ち上げる
- ②市場におけるインセンティブを作る



戦略2 企業の安全活動の活性化を支援

- ①企業における安全文化を醸成
 - ・中小企業におけるリスクアセスメントの実施や労働安全衛生マネジメントシステムの普及を支援
 - ・構内協力会社、取引先企業も含めた安全文化を醸成
- ②安全の現場力を維持・向上
 - ・「見える」安全活動を活性化、安全担当者の評価の向上

戦略3 人材が生き生き活躍する職場づくり

- ①中小企業における若者の安全教育を支援
 - 危険感受性教育等、中小企業における若者の安全教育を促進
- ②大学等における安全教育を実施
 - 大学等における安全教育プログラムを実施
- ③将来の労働力を支える女性や高齢者が活躍していくための職場づくり
 - 働きやすい職場づくりの内容を示し、ハード及びソフトの両面から企業における措置を促進

戦略4 安全に対する意欲を呼び起こす公共工事を推進



【死亡災害の増加等の緊急な課題への対応】

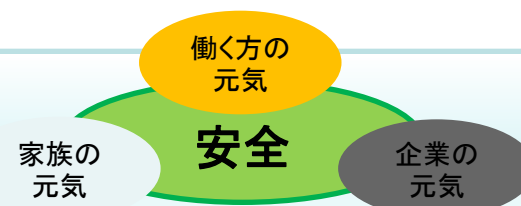
- ①墜落・転落災害の防止対策
- ②交通労働災害防止対策
- ③熱中症対策
- ④林業における労働災害防止対策
- ⑤サービス産業における労働災害防止対策

【震災復旧・復興工事における労働災害防止対策】

国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠を超えて連携
(東日本大震災復旧・復興工事安全プロジェクト)

目標

- 新成長戦略「2020年までに労働災害発生件数3割削減」を実現
- 安全な職場を築くことで、企業の生産性の向上はもとより、働く方の能力向上や働きがいの充実を通じ、『日本の元気』を取り戻す



陸上貨物運送事業労働災害防止規程の改正について

労働災害防止規程とは

- ・労働災害防止協会が自主的な労働災害防止活動を実施するために設定されるもの
(労働災害防止団体法第36条第1項第1号)
- ・会員には、当該規程の遵守義務が課せられている。(同法第41条第1項)

労働災害防止規程の設定または変更

- ・労働災害防止規程の設定又は変更は厚生労働大臣の認可事項(同法第38条第1項)
- ・厚生労働大臣は、認可に関する処分を行う場合は、労働政策審議会の意見を聞かなければならないこととされている(同法第38条第4項)



以上を踏まえ、労働政策審議会において、審議

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案の主な変更点

1. 災害発生頻度が高い作業に対する労働災害防止対策の追加等
 - ・法令で規制している作業のうち、危険を及ぼすおそれのないときに例外を認めているものについて、例外を認めることなく禁止すること
(本業種の災害発生状況に鑑み、フォークリフト等を従業員の昇降に使用することを例外なく禁止する)
 - ・安全作業マニュアルを作成する際にも、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施に努めること 等
2. 行政通達への対応に係る措置の追加等
 - ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」を徹底するよう努めること
 - ・総括安全衛生管理者に、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置を行わせること
 - ・長時間労働者等に対し、医師による面接指導を行うこと 等
3. その他所要の変更等

石綿障害予防規則の一部改正について

経緯

石綿障害予防規則を改正し、東日本大震災で発生した津波により陸上に打ち上げられた船舶の解体・補修作業において、建築物の解体等と同等の措置を鋼製船舶の解体等に適用し、労働者の石綿ばく露防止措置を強化。

主な改正内容

- 石綿が吹き付けられた船舶等の解体作業等での隔離等の措置を行う。
- 隔離された場所での吹き付け石綿の除去作業において、電動ファン付き呼吸用保護具又は送気マスク等を使用させる。
- 石綿の除去を行う場合の労働基準監督署への届出 等

公布時期等

- ◆平成23年7月1日 公布
- ◆平成23年8月1日 施行

(なお、改正石綿則施行前においても、行政指導により改正内容と同様の措置の実施を指導しているところ)

労働災害防止団体改革検討専門委員会及び指定・登録制度改革検討専門委員会の設置について

	特別民間法人(労働災害防止団体)	公益法人(指定、登録、検査・検定)
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">労働政策審議会安全衛生分科会(専門委員会の設置を議決)</div>	
7~11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">労働災害防止団体改革検討専門委員会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定・登録制度改革検討専門委員会</div>
	<p>4回程度開催 検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく各団体の役割の検討 ・活動状況、事業効果等について法人からヒアリング ・法人財務状況、経営効率について確認 ・国からの財政支出と費用対効果について検討 	<p>4回程度開催 検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(指定事務) 制度、指定基準、指定先選定理由の確認・検討 ・(試験料・登録料) 試験料、登録料の適正性について検討(法人財務、試験事務・登録事務の収支状況等について確認) ・(検査・検定) 制度、登録要件の検討、その他の民間参入促進策について検討
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">労働政策審議会安全衛生分科会 (専門委員会報告を踏まえ、改革案への対応を議決)</div>	